

各居宅介護支援事業所 管理者 様
各地域包括支援センター 管理者 様

日向市 高齢者あんしん課
課長 児玉 秀雄
(公印省略)

暫定ケアプランを「自己作成扱い」とする場合の取扱いについて

平素より本市の介護保険事業の推進にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

要介護等認定の申請中に暫定ケアプランを作成し、サービスを利用したが、認定結果が見込み違いとなった場合の対応について、下記のとおり取り扱うこととします。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 前提

要介護等認定の申請者については、要介護・要支援のどちらが認定されるか断定できないため、サービスの導入にあたっては、要介護のケアプラン作成者と要支援のケアプラン作成者が密に連携を取り、ケアプランに切れ目が発生しないように対応することが必要です。

そこで、暫定ケアプランの作成にあたっては、原則、要介護・要支援双方の暫定ケアプランを作成するものとし、見込みを立てる場合には下表のとおりご対応いただくようお願いします。

なお、いずれの場合においても、事前に利用者・家族等に見込み違いの可能性とリスク（サービス内容や自己負担料金等）を必ず説明し、理解・同意を得るようお願いいたします。

2. 引き継ぎが認定申請月内に行えなかった場合の対応の注意点

万一、見込み違いがあった利用者の引き継ぎ等が認定申請月内に行えなかった場合、厚生労働省平成18年4月改定関係Q&A（Vol.2）問52に基づき、事業者の作成した暫定ケアプランを、利用者自ら作成したものとみなし、給付がされるよう対応が必要です。

引き継ぎ等を認定申請月内に行えなかった場合には、速やかに高齢者あんしん課 介護認定係にご連絡ください。

なお、この場合、認定申請月から引き継ぎ等を行った月の前月までケアマネジメント費等の請求はできませんので、ご注意ください。

【参考】

平成18年4月改定関係 Q&A (Vol. 2)

問52 要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

（答）

いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。その際、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。

文書取扱

高齢者あんしん課 介護認定係

担当 稲田 智代美

TEL 5 2 - 2 1 1 1 (内線) 2 7 1 5